

広報はちまんたい

6

Jun. 2016
No.246

お知らせ版

表 使用可能施設一覧

施設名	定員	面積
大ホール	80人	306平方メートル
多目的ルーム1	42人	123平方メートル
多目的ルーム2	20人	52平方メートル
調理室	6人	36平方メートル

※利用について ▶営業行為、宗教活動、政治活動に当たらないこと ▶公序良俗に反しないこと ▶飲食を主な目的としないこと ▶暴力団およびそれらの利益となる活動でないこと ▶市の業務に支障を来す恐れがないことが条件です。

市は、市民団体などを対象に、市役所本庁舎に隣接する多目的ホール棟の施設貸し出しを行います。施設利用は無料ですが、事前の申し込みが必要で、

■対象施設 多目的ホール棟内4施設(左表を参照)

■利用時間 午前8時半から午後9時まで(年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く)

■申し込み方法 使用日の2カ月前から7日前までに市役所総務課窓口または電話にて使用の予約をしてください。その後、同課備え付けの申請書に必要な事項を記入の上、窓

多目的ホール棟施設ご利用ください

口に直接提出ください。申請書は市役所ホームページからもダウンロード可能です。

■使用方法 申請後発行される使用許可書を次のとおり指定する場所へ提示し、使用する施設の鍵と使用日誌を受け取ってください。使用後は、鍵と使用日誌を指定する場所へ返却・提出してください。

■使用手続き場所 ▼平日午前8時半から午後5時15分までは市役所総務課管財係▼平日午後5時15分から9時まで、土・日曜、祝日午前8時半から午後9時まで市役所守衛室

■不許可となる行為 ▼演芸会・音楽会・映画会・カラオケなど▼楽器など鳴り物を使用する行為▼運動を伴う行為▼大声を上げる、騒音を出すなど、市の業務に支障を来したり、結のひろば利用者に迷惑をかける行為▼入場料・参加費など金銭授受が発生する行為

詳しくは、市役所総務課管財係(☎・内線1236)1238)まで。

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に発送します

▶国民健康保険税とは 国民健康保険(国保)は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国保は、加入者一人一人が被保険者ですが、国保税は世帯ごとに算定します(右下の表参照)。納税通知書は、国保に加入している人の世帯の世帯主宛てに7月中旬に送付します。

▶資格に異動があるとき 国保税は、国保資格の異動届け出に基づいて計算されますので、社会保険など他の健康保険に加入した時などには、14日以内に届け出が必要です。市民課の窓口で忘れずに届け出をしてください。

▶申告がお済みでない人へ 国保税は、前年の所得を基に計算するため、確定申告などが済んでいないと、正しい算定ができない場合や、軽減が受けられない場合があります。収入の有無に関わらず、世帯主と加入者全員の申告が必要です。

▶納付が困難な人はご相談を 災害や疾病、失業

など、やむを得ない事情がある場合は、分割納付や減免などの相談に応じています。お早めにご相談ください。

▶問い合わせ先 国保の資格については市民課国保年金係(内線1069~1073)、国保税については税務課市民税係(内線1126)、納付のご相談は税務課収納係(内線1128~1130)まで。

表 国民健康保険税の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
	加入者全員		40~64歳
所得割(前年の所得に応じて計算)	7.00%	2.30%	1.80%
資産割(固定資産税に応じて計算)	26.00%	5.00%	7.00%
均等割(加入者1人当たりの額)	20,000円	7,000円	7,700円
平等割(1世帯当たりの額)	26,000円	6,500円	7,000円
課税限度額	54万円	19万円	16万円